

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第8回 総会議事録

期日 令和 5年11月 9日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第8回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年11月 9日(木) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 5年11月 9日(木) 午後 4時15分

4. 出席委員

2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君	5番 沼館 廣志 君
6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君
9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君
13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君	17番 成田 健義 君
19番 松林 勝智 君		

5. 欠席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君、4番 玉川 勉 君、12番 坂井田 進 君
15番 久保田 信一 君、16番 川口 勉 君、18番 名古屋 誠一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第20号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第36号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- (4) 議案第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第38号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第39号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

7. 会議録署名委員

13番 袴田 信男 君、14番 上久保 辰視 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西館 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第8回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 13名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、1番 日ヶ久保 委員、 12番 坂井田 委員、15番 久保田 委員、16番 川口 委員、18番 名古屋 委員が、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>なお、4番 玉川 委員は、これからおそらく連絡来ないから、遅れてくると思っていますので。はい。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、13番 袴田 信男 委員、14番 上久保 辰視 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第19号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第19号について説明します。 議案書の1-1と1-2ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。 以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第19号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第20号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第20号について説明します。 議案書の2ページと、資料1と2をご覧ください。 照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第20号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第36号「農地転用事業計画変更承認に係る意見について」 を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第36号について説明します。</p> <p>議案書の3ページと資料3と4をご覧ください。</p> <p>番号1は令和4年3月22日付で農地法第5条第1項による農 地転用許可を受けております。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、青葉五丁目50番165、地目は畑、面積は 2,973平方メートルです。変更内容ですが、買受予定者から、 変更前の事業計画では、敷地が狭い等の意見があり、売却に影響が 出ているため、建物を9棟から8棟に変更申請するものでありま す。資金計画ですが、当初申請時の資金内で、事業を行います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
5 番 (沼館委員)	はい、5番 沼館です。 前も聞いたことあると思うんですけども、この「特定建築条件付 売買予定地」というのはどういうところですか。
事 務 局 (尾歌主任主査)	はい、沼館委員の質問に対して回答します。 本来であれば、事業者が建売であれば転用許可になるんですけども。転用許可は土地造成のみで許可というのが出ないので、通常であれば土地を売って、建物建てるというのはできないんですけども。この「特定建築条件付」というのは、土地の売買から3ヶ月以内に建物を建てる契約をするという条件付で許可を受けております。 で、もしこの土地が全部売れ切らないようであれば、この申請事業者がすべて建売で建てて事業を完了させることという条件を付けて、転用許可を受けているものです。 以上です。
議 長	あとございませんでしょうか。…いいですか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第36号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第36号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第37号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ 番号1と資料5と6をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、立蛇57番3、地目は畑、面積は1,271平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備用敷地となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>11月1日に 松林会長、玉川委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せ</p>

	<p>ず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上でご説明を終わります。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第37号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第37号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第38号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本議案の中には、佐々木(明博)委員が当事者となっている事案がございます。議案第38号 番号4は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、佐々木(明博)委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(佐々木 明博 委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、まず、佐々木 明博 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第38号 番号4について説明します。</p> <p>議案書5-2ページをご覧ください。おいらせ町長より、令和5年11月2日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内容は、売買が1件となっております。これにより集積される農地は9筆で、合計面積は8,777平方メートルとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>佐々木（明博）委員の入室を認めます。</p> <p>(佐々木 明博 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐々木（明博）委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第38号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の5-1と5-2ページをご覧ください。</p> <p>売買が4件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は14筆で、合計面積は25,006平方メートル（約2.5ヘクタール）となります。</p>

<p>議 長</p>	<p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第38号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第38号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第39号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第39号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-4ページをご覧ください。</p> <p>権利の内容は、使用貸借権の設定が7件、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は32筆で、合計面積</p>

議 長	<p>は39,826平方メートル(約3.98ヘクタール)になります。 設定期間は5年間となります。 以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。 ありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第39号は原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第39号を原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第8回おいらせ町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

閉会 午後4時15分